

教育3法案「改正」についての中教審答申の法案化に反対する声明

1 中教審答申の教育3法案「改正」要求

中央教育審議会は、さる3月10日、「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」と題する答申をした。この答申は、学校教育法、教育職員免許法等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のそれぞれについて「改正」の内容もしくは方向を示すものであるが、以下に述べるような重大な問題が存在する。

2 学校教育法「改正」について

義務教育の目標に、新たに「規範意識」、「公共の精神」、「家族や家庭の役割（の理解）」、「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解」、「我が国と郷土を愛する態度」等を盛り込もうとするのは、子どもたちに対する徳目の強制であり、憲法及び子どもの権利条約が保障する思想良心の自由を侵害しかねない。

とりわけ、「歴史についての正しい理解」、「我が国と郷土を愛する態度」を盛り込むことは重大な問題である。何をもって「正しい」といえるのかが問題であるが、そのときどきの政府・与党の歴史に対する認識や見解が「正しい」とされかねないからである。また、「国を愛する態度」については、一定の国についてのイメージや考え方を押し付けることになる可能性が極めて高く、今後、東京都等で起きているような度を越した日の丸・君が代の強制が全国的に一般化するのではないか、小学校の通知表での「愛国心評価」がより一層広がるのではないかという危惧がぬぐえない。

164回国会で小泉純一郎首相（当時）が答弁したように、「態度」と「こころ」を区別することは不可能であり、「愛する態度」を目標とすることは思想・信条を強制するということを意味する。このような「改正」は許されてはならない。

次に、学校の評価に関する規定の新設については、そもそも多種多様な子どもや保護者が集まる学校について客観的で公正な評価がありうるのか極めて疑問であり、かつ、現場の教職員が評価を気にして萎縮してしまう危険も見逃ごせない。副校長その他の新しい職を設置することは、教職員を官僚的に管理・統制をしようという狙いによるものと考えざるを得ない。

3 教育職員免許法等の「改正」について

答申では、教員免許状の期間が10年とされ、更新の際ごとに30時間の講習が義務づけられることになっている。現在でも免許の失効（10条）、取り上げ（11条）の規定は設けられており、なぜ免許期間を10年に限定する必要があるのか甚だ疑問である。また、「指導が不適切な教員の人事管理の厳格化」についても、何をもって「不適切」とするのかの判断基準が明確でない。このような不明確な基準で、研修を命じたり、免職その他必要な措置を講じたりすることは、政府にとって好ましくない思想・信条を持つものを排除するために「利用」されるおそれがあるものと言わざるを得ない。卒業式等における

国旗国歌の取扱を巡って、恣意的な「処分」を繰り返している東京都の例を見れば、特定の教員を特定の思想・信条を持つ者として「不適切」と判断する危険性は極めて高いというほかない。今回の「改正」は、その更新制度の必要性もその実効性も明確でないばかりか、行政の恣意的な運用がなされる危険が極めて高いものであり、教員に与える萎縮効果は計り知れず到底賛成できない。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正」について

答申では、国の地方教育委員会に対する指示等の「措置」については肯定する見解と否定する見解が併記されたが、政府は国の関与を強める方向で法制化する意向と報じられている。

教育は、子ども達や地域に身近な学校・市町村が、それぞれの特色を生かして教育を行い、各地方が主体的に教育活動を行っていくという地方分権の精神が極めて重要であるとされている。それにもかかわらず、答申が国家による教育委員会への統制権限の強化を訴えることは、地方分権一括法によって撤廃されたはずの教育委員会への国家統制の復活を意味している。

国の関与を強める口実に「昨年秋に大きな社会問題となったいじめや未履修の問題」（答申・総論）が持ち出されているようであるが、これらは地方分権一括法が施行される以前から介在していた問題であって、国家統制復活の理由にできるものではない。

また、私立学校について、教育委員会が「助言、援助を求め得る」としている点は、運用によっては私立学校の独自性・自主性を損ないかねないものである。

5 拙速で民主主義に反する審議と答申

今回の答申は、憲法の定める「個人の尊重」を第一義とする教育から、国家の統制、国家への奉仕を強調する教育に変容させるものであり、法案化されてはならないものである。

さらに問題なのは、今回の審議が、2月6日の文部科学大臣からの諮問からわずか1か月という極めて短期間で行なわれたということである。パブリックコメントも、2月22日から同月28日までという極めて短い期間であった。市民・国民に重大な影響を与える教育3法案に関するこのような審議は、あまりにも拙速であり、民主主義の理念に反するものである。

また、「指導が不適切な教員」の判定基準や、国の地方教育委員会に対する是正措置の有無や内容などの重要事項については、答申でも「留意事項」として検討課題とされたままになっている。にもかかわらず、やみくもに法制化を進めることは、あるべき教育の理念を没却し、政府・与党の思惑による法案作りがされてしまう危険が大きい。自由法曹団は、今回の中教審答申を法案化することに断固反対する。

2007年 3月23日

自由法曹団団長 松井 繁 明